

刈谷市選挙管理委員会告示 4 号

刈谷市公職選挙管理規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 7 年 3 月 3 日

刈谷市選挙管理委員会
委員長 神 谷 強

刈谷市公職選挙管理規程の一部を改正する規程

刈谷市公職選挙管理規程（昭和 4 4 年選挙管理委員会告示第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号の別紙中

「				「			
懲役（禁錮）	年	月		拘禁刑	年	月	
罰	金		円	罰金			円
法定		日通算		法定		日通算	
未決勾留日数			を	未決勾留日数			に改める。
裁定		日算入		裁定		日算入	
懲役刑		年間		拘禁刑		年間	
（禁錮刑）			」				」

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。